



一 解除に係る保安林の所在場所 三重県名張市  
 藏持町字原出一三〇〇の一・一三一四の一・一  
 三二五の二(以上三筆国有林)、一三二五の一  
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の  
 防備

三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

一 解除に係る保安林の所在場所 農林水産大臣 小泉進次郎  
 藏持町字原出一三三三(国有林)  
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の  
 防備

三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

一 解除に係る保安林の所在場所 農林水産大臣 小泉進次郎  
 北海道虻田郡

京極町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 土地改良事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を北海道庁及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県敦賀市

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県敦賀市

(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県敦賀市

(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県三方郡

美浜町新庄二九〇号小塙山八の一・八の三・二  
 丑谷一・二七四号ヲリト一・二(以上十一筆に  
 ついて次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 三十三条の二の規定により、次のように保安林の  
 指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県敦賀市

(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 三十三条の二の規定により、次のように保安林の  
 指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県三方郡

美浜町新庄二七四号ヲリト一・二七三号丑谷  
 一・二七二号黒谷九の一・八の一・八の二・二  
 六八号奥足谷二〇の一・二六六号ソゴノ上八の  
 一・二八八号奥ラシ尾一の二・二九〇号小塙山  
 八の一(以上九筆について次の図に示す部分に  
 限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

(次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び  
 美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県三方郡

所 福島県郡山市熱海町石延字中篠一の三、  
 热海町高玉字大志津四の二、字小松倉三の一、  
 三の三、三の四、熱海町安子島字鞍手山九、  
 字桜橋三の五から三の七まで(以上三筆国有  
 林)、三の二、字真弓山四の三、五の二八、  
 六の一、字蓬山七の三・八の三(以上二筆国  
 有林)、熱海町中山字尾畑沢一の二、字中丸  
 三、湖南町館字登以ノ入二六四四の一八、二  
 六四四の三〇、湖南町中野字三ツ釜六六〇一  
 の一、中田町柳橋字前ノ内六六一から六六三  
 まで、六六五

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

(次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及  
 び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県敦賀市

(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県敦賀市

(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県敦賀市

(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県三方郡

所 福島県郡山市湖南町中野字高石六六〇九、  
 湖南町赤津字西岐二八〇一の七

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県敦賀市

(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県敦賀市

(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県三方郡

所 福島県郡山市湖南町中野字高石六六〇九、  
 湖南町赤津字西岐二八〇一の七

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県三方郡

所 福島県郡山市湖南町中野字高石六六〇九、  
 湖南町赤津字西岐二八〇一の七

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県三方郡

所 福島県郡山市湖南町中野字高石六六〇九、  
 湖南町赤津字西岐二八〇一の七

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため  
 (次の図)は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
 二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
 の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣 小泉進次郎



1 砂防法第11条の土地に係る河川の名称  
 湯浦川五  
 11 砂防法第11条の土地の表示  
 熊本県阿蘇市南宮原及び同市湯浦の区域内の土地のうち、次の1点から十点までを順次結んだ線、十点から十一点までを熊本県阿蘇市南宮原字村上1111六番11七一と1111六番11七〇との筆界に沿つて結んだ線、十一点から五十七点までを順次結んだ線、五十七点から五十八点までを順次結んだ線、五十八点から六十二点までを順次結んだ線、六十二点から六十三点までを順次結んだ線、六十三点から六十四点までを順次結んだ線、六十四点から六十五点までを順次結んだ線、六十五点から六十六点までを順次結んだ線、六十六点から六十七点までを順次結んだ線、六十七点から六十八点までを順次結んだ線、六十八点から六十九点までを順次結んだ線、六十九点から七十点までを順次結んだ線、七十点から七十一点までを順次結んだ線、七十一点から百十四点までを順次結んだ線及び一点と百十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

番	北緯	東経
1	32°59' 37.0348"	131°03' 25.9108"
2	32°59' 37.2151"	131°03' 26.5247"
3	32°59' 38.3736"	131°03' 26.3007"
4	32°59' 39.3514"	131°03' 27.5947"
5	32°59' 38.7564"	131°03' 30.7065"
6	32°59' 38.5980"	131°03' 30.7453"
7	32°59' 37.3503"	131°03' 29.3636"
8	32°59' 37.1399"	131°03' 29.3741"
9	32°59' 36.8909"	131°03' 30.6904"
10	32°59' 36.9416"	131°03' 31.3801"
11	32°59' 37.2258"	131°03' 32.4421"
12	32°59' 36.8552"	131°03' 33.6581"
13	32°59' 36.7415"	131°03' 33.6168"

14	32°59' 36.7972"	131°03' 32.2605"
15	32°59' 36.4500"	131°03' 31.4088"
16	32°59' 35.8719"	131°03' 30.4366"
17	32°59' 35.5495"	131°03' 30.0913"
18	32°59' 34.6841"	131°03' 30.3232"
19	32°59' 34.4250"	131°03' 30.1022"
20	32°59' 34.7980"	131°03' 29.0804"
21	32°59' 35.6747"	131°03' 27.4007"
22	32°59' 36.0545"	131°03' 26.9307"
23	32°59' 36.0786"	131°03' 26.2941"
24	32°59' 36.6026"	131°03' 26.0797"
25	32°59' 36.5048"	131°03' 25.8322"
26	32°59' 36.5983"	131°03' 25.8181"
27	32°59' 37.8326"	131°03' 25.3557"
28	32°59' 38.2752"	131°03' 25.2296"
29	32°59' 39.1875"	131°03' 24.9676"
30	32°59' 39.3906"	131°03' 24.8176"
31	32°59' 39.5100"	131°03' 24.3427"
32	32°59' 39.3458"	131°03' 22.8065"
33	32°59' 39.2135"	131°03' 22.0439"
34	32°59' 39.0713"	131°03' 21.3188"
35	32°59' 38.7146"	131°03' 19.8869"
36	32°59' 38.4031"	131°03' 19.2228"
37	32°59' 38.0208"	131°03' 18.5977"
38	32°59' 37.7184"	131°03' 17.9135"
39	32°59' 37.3747"	131°03' 17.2599"
40	32°59' 36.6645"	131°03' 16.2650"
41	32°59' 36.6278"	131°03' 15.9798"
42	32°59' 36.3864"	131°03' 15.1357"

43	32°59' 36.3982"	131°03' 14.9253"
44	32°59' 36.4350"	131°03' 14.2678"
45	32°59' 36.4676"	131°03' 12.9603"
46	32°59' 36.0305"	131°03' 12.5795"
47	32°59' 35.5567"	131°03' 12.5877"
48	32°59' 35.4070"	131°03' 12.5741"
49	32°59' 34.7669"	131°03' 12.6774"
50	32°59' 34.1212"	131°03' 12.7590"
51	32°59' 33.8527"	131°03' 12.8078"
52	32°59' 33.6348"	131°03' 12.8205"
53	32°59' 33.0865"	131°03' 12.5641"
54	32°59' 32.9875"	131°03' 12.3533"
55	32°59' 32.9266"	131°03' 12.0903"
56	32°59' 32.6627"	131°03' 11.4053"
57	32°59' 32.3561"	131°03' 11.5001"
58	32°59' 32.3377"	131°03' 10.5379"
59	32°59' 32.3121"	131°03' 10.5037"
60	32°59' 31.9843"	131°03' 10.1641"
61	32°59' 31.9733"	131°03' 09.5062"
62	32°59' 31.4882"	131°03' 09.5183"
63	32°59' 30.0548"	131°03' 09.9942"
64	32°59' 29.6616"	131°03' 08.9329"
65	32°59' 29.8933"	131°03' 09.3057"
66	32°59' 29.9465"	131°03' 09.3749"
67	32°59' 30.1814"	131°03' 09.4321"
68	32°59' 30.3045"	131°03' 09.4779"
69	32°59' 31.7993"	131°03' 08.9493"
70	32°59' 31.9642"	131°03' 08.7814"
71	32°59' 32.3874"	131°03' 09.1682"

72	32°59' 32.5116"	131°03' 09.2202"
73	32°59' 32.6842"	131°03' 09.3938"
74	32°59' 32.7787"	131°03' 09.5670"
75	32°59' 32.8606"	131°03' 09.8434"
76	32°59' 32.8813"	131°03' 10.3284"
77	32°59' 32.8938"	131°03' 10.9096"
78	32°59' 32.8969"	131°03' 11.0933"
79	32°59' 32.9788"	131°03' 11.2847"
80	32°59' 33.1689"	131°03' 11.9504"
81	32°59' 33.2707"	131°03' 12.1897"
82	32°59' 33.5161"	131°03' 12.4899"
83	32°59' 33.8238"	131°03' 12.5132"
84	32°59' 35.3878"	131°03' 12.2900"
85	32°59' 35.9054"	131°03' 12.2300"
86	32°59' 36.0680"	131°03' 12.2396"
87	32°59' 36.4930"	131°03' 12.4295"
88	32°59' 36.7407"	131°03' 13.0128"
89	32°59' 36.7541"	131°03' 13.2352"
90	32°59' 36.6897"	131°03' 13.6267"
91	32°59' 36.6655"	131°03' 15.1430"
92	32°59' 36.8377"	131°03' 15.2135"
93	32°59' 37.1249"	131°03' 15.6694"
94	32°59' 37.2898"	131°03' 16.4146"
95	32°59' 37.5564"	131°03' 17.1253"
96	32°59' 38.2549"	131°03' 18.4244"
97	32°59' 38.5711"	131°03' 19.0984"
98	32°59' 38.7090"	131°03' 19.3316"
99	32°59' 38.9105"	131°03' 19.7661"
100	32°59' 39.1904"	131°03' 20.0485"
101	32°59' 39.4349"	131°03' 21.2182"

102	32°59' 39.4750"	131°03' 22.0115"
103	32°59' 39.5144"	131°03' 22.3355"
104	32°59' 39.5165"	131°03' 22.7527"
105	32°59' 39.5018"	131°03' 22.7559"
106	32°59' 39.5462"	131°03' 23.0539"
107	32°59' 39.5558"	131°03' 23.0520"
108	32°59' 39.5910"	131°03' 23.1756"
109	32°59' 39.8866"	131°03' 24.7589"
110	32°59' 39.6304"	131°03' 25.2202"
111	32°59' 39.3794"	131°03' 25.3702"
112	32°59' 38.9106"	131°03' 25.3878"
113	32°59' 38.3248"	131°03' 25.4848"
114	32°59' 38.0776"	131°03' 25.6960"

## ○国土交通省告示第八百四十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百二十六号）第四十二条の九第一項の規定に基づき、令和七年八月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P-661号	油処理剤	E C O S A S ク リーン	A S P i A J A P A N株式会社	東京都台東区蔵前4丁目31-10

## ○中部地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和三十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十八日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十八日

中部地方整備局長 森本 輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	あま市新居屋上古川二番一から同市甚目寺橋西百二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日 令和七年八月二十八日

## ○国土交通省告示第八百三十八号

砂防法（明治三十三年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年八月二十八日  
国土交通大臣 中野 洋昌  
湯浦川五

砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
令和五年国土交通省告示第千号で指定した土地の区域

## ○国土交通省告示第八百三十九号

砂防法（明治三十三年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十三年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十八日  
国土交通大臣 中野 洋昌  
湯浦川五  
令和五年国土交通省告示第千号で指定した土地の区域

## 人事異動

## 最高裁判所

令和五年国土交通省告示第千号で指定した土地の区域  
名古屋簡易裁判所判事に補する  
伊東 大地  
名古屋地方裁判所判事に補する  
伊東 大地  
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（八月十五日）

## 皇室事項

御祝電  
令和七年八月二十八日  
天皇陛下は、モルドバの独立記念日につき、八月二十六日同國大統領閣下へ御祝電を差せられました。

## 官庁報告

法務省告示配第八十七号  
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年八月二十八日  
法務大臣臨時代理  
國務大臣 伊藤 忠彦

住所 さいたま市岩槻区  
グエン・ティ・フォン・ヒエン 昭和60年4月24日生

住所 東京都中央区  
カオ・ミン・ティ 昭和54年9月22日生

住所 神奈川県伊勢原市  
グエン・トロン・ヒュウ 平成10年7月22日生

レ・ホン・フォン 平成14年10月22日生  
レ・トロン・ハイ 平成17年7月20日生

住所 愛知県豊川市  
趙友章 平成3年9月8日生

住所 横浜市鶴見区  
シガムニプラゲ・ワルナ・ラクシタ・カルナシリ 昭和62年11月4日生

住所 横浜市旭区  
シュデシナ・チャクラボルティ 昭和60年10月8日生

住所 横浜市港南区  
ナガシロ・カンダ・マリア・ホセ 昭和45年2月16日生

住所 名古屋市中川区

サンシュ・ダカル 平成6年3月28日生

住所 名古屋市天白区

マリナ・ナミエ・オダ 平成9年7月7日生

住所 名古屋市千種区

エリカ・メイ・アキノ 平成12年7月23日生

住所 群馬県高崎市

ジャン・フォリー・パブスタン 平成7年1月19日生

住所 東京都豊島区

范椿草 昭和56年7月8日生

汪明来 平成29年3月16日生

汪祐来 平成30年11月30日生

住所 東京都北区

ジナ・ランジット 平成4年10月1日生

住所 東京都品川区

繆穆 平成元年10月22日生

住所 東京都板橋区

何双兵 平成10年4月21日生

住所 兵庫県尼崎市

蔡雯婷 昭和63年10月10日生

住所 福島市

スマイル・モハメド・モフィズル・ラハマン 昭和49年12月31日生

ジンナット・阿拉・ベガム 昭和49年1月1日生

インティサル・ラハマン・マヒ 平成16年5月22日生

ズナイラハ・ラハマン・マンハ 平成25年10月10日生

住所 群馬県桐生市

吳華 昭和57年10月14日生

住所 東京都板橋区

カイン・ザー・チ・ティン 平成5年7月12日生

住所 大阪市住之江区

高磊 昭和56年8月28日生

住所 茨城県日立市

姜在熙 昭和8年9月25日生

住所 横浜市金沢区

アンドレッサ・ヤエミ・ヨッサ 平成9年8月13日生

住所 千葉県市原市

ムハンマド・アーミン・ビルザダ 平成18年7月27日生

住所 東京都台東区

李一丹 平成7年5月8日生

住所 大分市  
李佐智 昭和60年1月11日生  
住所 東京都練馬区  
王哲 昭和59年11月25日生  
住所 大阪市旭区  
金道子 昭和46年6月15日生  
金百合子 昭和61年11月18日生  
住所 大阪市都島区  
孫夕喬 平成25年11月30日生  
住所 福岡市東区  
白貞浩 昭和50年9月25日生  
白悠申 平成22年8月9日生  
白侑晏 平成26年9月25日生  
住所 福岡市東区  
権弘輝 昭和61年5月17日生  
住所 栃木県小山市  
呂寅徳 昭和54年5月16日生  
住所 東京都新宿区  
マーク・レスター・ヤプット・ガニー 平成4年7月19日生  
住所 千葉県成田市  
張亮 昭和59年2月29日生  
住所 千葉市稻毛区  
谷健基 平成12年5月3日生  
住所 東京都中野区  
康雨軒 平成4年9月15日生  
住所 東京都江戸川区  
ニー・ウィン 昭和57年1月19日生  
ハイ・ター・ヤティ・ウー 令和元年6月21日生  
住所 浜松市中央区  
マリア・アンジェリカ・ティアンコ・クルーズ 昭和62年9月15日生  
ライリル・ダリエル・トキヒサ・クルーズ・ガリンド 平成26年1月21日生  
プリンス・ヘブン・タカラ・クルーズ・ガリンド 平成29年11月10日生  
住所 浜松市中央区  
ヤスフミ・クリスティアン・ヒガ・アラカキ 平成7年12月28日生  
住所 静岡県賀茂郡東伊豆町  
テルコ・イタガキ 昭和28年3月5日生  
住所 静岡県菊川市  
ラビニア・リニ・フナトミ・イトウ 平成17年1月20日生  
住所 さいたま市見沼区  
金仙姫 平成3年5月13日生

住所 大阪府吹田市  
安春奈 昭和61年10月7日生  
安春樹 昭和63年9月19日生  
住所 愛知県豊田市  
姜園美 昭和35年11月28日生  
住所 愛知県半田市  
鄭高将 昭和63年6月25日生  
住所 東京都台東区  
ミヨ・ミン・ソウ 平成5年10月7日生  
住所 名古屋市中村区  
スマリティ・ポカレル 平成5年10月13日生  
住所 東京都文京区  
盧成愛 平成元年1月22日生  
レン・コディ・フォージョン 令和3年2月14日生  
住所 東京都港区  
朴鍾太 昭和55年5月2日生  
住所 東京都渋谷区  
李沢楠 平成3年1月24日生  
住所 東京都江東区  
鄭惠順 昭和52年9月28日生  
李航平 平成19年6月4日生  
住所 和歌山县橋本市  
李永子 昭和19年12月22日生  
住所 大阪府八尾市  
高裕子 昭和34年12月9日生  
住所 広島市安佐北区  
曹俊 昭和47年2月21日生

## 公 告

### 繼 承 墓

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出ください。

#### 令和7年(家)第40495号

東京都港区赤坂2丁目3番5号  
申立人 株式会社東京スター銀行  
本籍地奈川県鎌倉市大船5丁目1500番地67、最後の住所奈川県鎌倉市大船5丁目14番9号、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日

令和6年9月21日、出生の場所福島県郡山市、出生年月日昭和11年6月19日、職業不明  
被相続人 亡 上田ルリ子  
事務所横浜市中区日本大通11横浜情報文化センター11階  
相続財産清算人 弁護士 佐伯 昭彦  
催告期間満了日 令和8年4月17日  
横浜家庭裁判所

#### 令和7年(家)第40585号

神奈川県横浜市泉区和泉町717の4  
申立人 佐藤ユキエ  
本籍地神奈川県川崎市川崎区堀之内町1番地16、最後の住所神奈川県大和市鶴間2丁目13番30号、死亡の場所神奈川県大和市、死亡年月日令和7年2月3日、出生の場所茨城県真壁郡真壁町、出生年月日昭和30年5月22日、職業無職  
被相続人 亡 富田 透  
事務所神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-5 アイズビル7階  
相続財産清算人 弁護士 峯崎 雄大  
催告期間満了日 令和8年4月17日  
横浜家庭裁判所

#### 令和7年(家)第40343号

神戸市兵庫区菊水町2丁目1番6-903号  
申立人 宮内 義幸  
本籍地神戸市長田区五番町3丁目2番地、最後の住所神戸市長田区五番町3丁目2番地、死亡の場所神戸市長田区、死亡年月日令和7年1月頃、出生の場所神戸市長田区、出生年月日昭和24年2月7日、職業無職  
被相続人 亡 宮内 義明  
神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル7階  
神戸ざんか法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 野田 健人  
催告期間満了日 令和8年3月23日  
神戸家庭裁判所

#### 令和7年(家)第70106号

兵庫県尼崎市塚口本町3丁目13番38号  
申立人 岸本 吉二  
本籍地香川県高松市北浜町63番地、最後の住所兵庫県尼崎市塚口本町3丁目18番10号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和5年12月20日、出生の場所大阪府大阪市大正区、出生年月日昭和11年3月17日、職業不明  
被相続人 亡 鯛谷 貫太

事務所兵庫県西宮市松原町4番1号 西宮ステーションビル302号 西宮法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 萩原 健  
催告期間満了日 令和8年3月25日  
神戸家庭裁判所尼崎支部

#### 令和7年(家)第70110号

兵庫県西宮市松ヶ丘町6番17号  
申立人 高岡 習弘  
本籍地兵庫県尼崎市西難波町3丁目269番地、最後の住所兵庫県尼崎市西難波町3丁目22番15号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和2年12月7日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和31年3月24日、職業無職  
被相続人 亡 鶴川 伸一  
事務所兵庫県尼崎市潮江1丁目8番1-111号 太田川口法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 川口 丹子  
催告期間満了日 令和8年3月25日  
神戸家庭裁判所尼崎支部

#### 令和7年(家)第70146号

兵庫県西宮市両度町6番10号 両度ビル2階  
申立人 一般社団法人R i g h t s  
本籍地兵庫県神戸市中央区坂口通5丁目1番地15、最後の住所兵庫県西宮市上大市4丁目9番8-501号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和7年2月13日、出生の場所長崎県南松浦郡本山村、出生年月日昭和16年3月10日、職業無職  
被相続人 亡 山中 稔  
事務所兵庫県西宮市甲風園1丁目10番1号甲風ビル4階 A & T法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 安保 晶之  
催告期間満了日 令和8年3月25日  
神戸家庭裁判所尼崎支部

#### 令和7年(家)第433号

奈良県生駒郡三郷町立野北2丁目3番11号  
申立人 立野奈緒美  
本籍地大阪府大阪市東淀川区淡路1丁目188番地、最後の住所奈良県生駒郡安堵町大字東安堵7番地の25、死亡の場所奈良県生駒郡安堵町、死亡年月日令和7年2月5日頃、出生の場所大阪府守口市、出生年月日昭和36年3月14日頃、職業無職  
被相続人 亡 木村 敏男  
奈良県奈良市高天町19-1 奈良今西ビル4階古都の風法律事務所  
相続財産清算人 中谷 祥子  
催告期間満了日 令和8年4月14日  
奈良家庭裁判所

**令和7年（家）第7158号**  
 福岡県福岡市中央区輝国2-24-55  
 申立人 グリーンハイツ輝国管理組合  
 国籍韓国、最後の住所福岡県糸島市富702番地15、死亡の場所不詳、死亡年月日令和4年11月21日頃から30日頃までの間、出生の場所不詳、出生年月日西暦1961年5月29日、職業不詳  
 被相続人 亡 崔 忠  
 事務所福岡県福岡市中央区赤坂1丁目15番33号ダイアビル福岡赤坂401号  
 相続財産清算人 弁護士 安井 杏奈  
 催告期間満了日 令和8年4月15日  
 福岡家庭裁判所  
**令和7年（家）第20089号**  
 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1丁目25番地7 Y&MキャッスルBerry301号室  
 申立人 市村 治  
 本籍栃木県宇都宮市御幸町90番地4、最後の住所栃木県宇都宮市針ヶ谷町646番地特別養護老人ホームはりがや花の風、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和7年2月9日、出生の場所栃木県下都賀郡石橋町、出生年月日昭和31年9月25日、職業無職  
 被相続人 亡 相内 茂実  
 事務所栃木県宇都宮市今泉町3020番地1 MUSA SHI imai zumi BASE内法律事務所XAI  
 相続財産清算人 弁護士 最首 克也  
 催告期間満了日 令和8年3月31日  
 宇都宮家庭裁判所  
**令和7年（家）第80298号**  
 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号  
 申立人 株式会社三井住友銀行  
 本籍埼玉県さいたま市見沼区大字片柳1469番地30、最後の住所埼玉県さいたま市緑区東浦和2丁目43番地5ニューマリッチ201、死亡の場所埼玉県さいたま市見沼区、死亡年月日令和5年3月21日、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和18年1月3日、職業不明  
 被相続人 亡 渡会 洋子

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-244-2 プラザビル3階 小出重義法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小出 重義  
 催告期間満了日 令和8年3月25日  
 さいたま家庭裁判所  
**令和7年（家）第80322号**  
 埼玉県さいたま市中央区下落合5-10-5 AL V E A R E V I P 318号 与野総合法律事務所  
 申立人 佐藤 圭  
 本籍埼玉県さいたま市浦和区本太2丁目141番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区本太2丁目6番4号、死亡の場所埼玉県さいたま市緑区、死亡年月日令和6年11月30日、出生の場所埼玉県浦和市、出生年月日昭和13年11月21日、職業無職  
 被相続人 亡 久松 純一  
 事務所埼玉県さいたま市中央区下落合5-10-5 AL V E A R E V I P 318号 与野総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 佐藤 圭  
 催告期間満了日 令和8年3月25日  
 さいたま家庭裁判所  
**令和7年（家）第119号**  
 埼玉県春日部市銚子口806番地  
 申立人 飯島 孝  
 本籍埼玉県春日部市銚子口610番地1、最後の住所埼玉県春日部市豊野町1丁目32番地7、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日令和4年10月23日、出生の場所山形県酒田市、出生年月日昭和23年6月3日、職業無職  
 被相続人 亡 木村加代子  
 埼玉県越谷市越ヶ谷3丁目7番28号ライト・ハウス2階 原後総合法律事務所越谷事務所  
 相続財産清算人 鈴木 伸司  
 催告期間満了日 令和8年4月17日  
 さいたま家庭裁判所越谷支部  
**令和7年（家）第335号**  
 東京都足立区千住寿町28番15号  
 申立人 高橋 智子  
 本籍埼玉県春日部市大枝702番地7、最後の住所埼玉県春日部市大枝702番地7、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年10月

15日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和44年1月13日、職業無職  
 被相続人 亡 長井 祐治  
 埼玉県越谷市千間台西1丁目8番地7せんげん台1Kビル201号室 弁護士法人アネロせんげん台法律事務所  
 相続財産清算人 太田 恭平  
 催告期間満了日 令和8年4月17日  
 さいたま家庭裁判所越谷支部  
**令和7年（家）第71243号**  
 神奈川県川崎市多摩区菅北浦5丁目7番25号  
 申立人 木崎 京子  
 本籍東京都目黒区東山1丁目1402番地、最後の住所東京都墨田区菊川3丁目22番5-104号ライオンズMA菊川第2、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年1月24日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和39年3月7日、職業無職  
 被相続人 亡 山下 利昭  
 事務所東京都墨田区江東橋3丁目9番7号国宝ビル6階 東京東部法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 中村 慶子  
 催告期間満了日 令和8年3月31日  
 東京家庭裁判所  
**令和7年（家）第71255号**  
 埼玉県草加市瀬崎3-40-25  
 申立人 日東マンションサンシャイン谷塚親和会  
 本籍東京都足立区花畠5丁目180番地、最後の住所東京都足立区花畠4丁目15番3-105号第53新井ビル、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和3年3月20日、出生の場所東京市足立区、出生年月日昭和13年7月4日、職業不明  
 被相続人 亡 豊田 実  
 事務所東京都千代田区丸の内2丁目6番1号丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業  
 相続財産清算人 弁護士 片桐 大  
 催告期間満了日 令和8年3月31日  
 東京家庭裁判所  
**令和7年（家）第71543号**  
 栃木県日光市木和田島1564-220  
 申立人 大嶋 朱音  
 本籍東京都文京区千石3丁目28番、最後の住所東京都文京区千石3丁目28番13号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日推定令和7年1月1日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和37年10月1日、職業無職  
 被相続人 亡 西井 久恵  
 事務所東京都豊島区南池袋2丁目33番6号佐藤ビルディング6階東京はやぶさ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 杉岡 麻子（戸籍上の氏馬場）  
 催告期間満了日 令和8年3月31日  
 東京家庭裁判所

本籍東京都北区赤羽台3丁目1075番地、最後の住所東京都北区赤羽台3丁目19番24号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和7年2月19日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和28年9月28日、職業無職  
 被相続人 亡 松井 祐一  
 事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 河西 一実  
 催告期間満了日 令和8年3月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年（家）第71485号**

東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル4階日比谷ともに法律事務所

申立人 白石 桂  
 本籍東京都渋谷区本町4丁目54番地、最後の住所東京都中野区野方5丁目4番13-216号、死亡の場所神奈川県横浜市磯子区、死亡年月日令和7年3月21日ころから31日ころまでの間、出生の場所埼玉県所沢市、出生年月日昭和49年4月3日、職業不明  
 被相続人 亡 関口 太郎

事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 片桐 大  
 催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

**令和7年（家）第71543号**

栃木県日光市木和田島1564-220

申立人 大嶋 朱音

本籍東京都文京区千石3丁目28番、最後の住所東京都文京区千石3丁目28番13号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日推定令和7年1月1日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和37年10月1日、職業無職  
 被相続人 亡 西井 久恵

事務所東京都豊島区南池袋2丁目33番6号佐藤ビルディング6階東京はやぶさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉岡 麻子（戸籍上の氏馬場）  
 催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第40586号**  
 東京都清瀬市竹丘2丁目2番38号清瀬パークハウス803号  
 申立人 松本 章  
 本籍神奈川県横浜市神奈川区127番地、最後の住所横浜市中区山田町5番地1フロール山田町第2 1211号室、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和4年7月6日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和36年8月22日、職業無職  
 被相続人 亡 佐藤 隆司  
 事務所横浜市中区住吉町1-2スカーフ会館9階  
 相続財産清算人 弁護士 西本 晓  
 催告期間満了日 令和8年4月17日  
 横浜家庭裁判所  
**令和7年(家)第7060号**  
 神奈川県相模原市中央区富士見2丁目6番23号プロ・デ・フォンテ201  
 申立人 各務なみゑ成年後見人 香掛 由恵  
 本籍神奈川県相模原市中央区松が丘2丁目2838番地9、最後の住所神奈川県相模原市中央区松が丘2丁目9番9号、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日令和6年11月6日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和41年9月7日、職業会社員  
 被相続人 亡 各務 裕香  
 神奈川県相模原市中央区相模原3丁目8番26号サンライズビル4階弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所相模原支所  
 相続財産清算人 弁護士 川合きり恵  
 催告期間満了日 令和8年3月18日  
 横浜家庭裁判所相模原支部  
**令和7年(家)第229号**  
 東京都中野区本町2丁目46番1号  
 申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社  
 本籍愛媛県西予市宇和町大江930番地3、最後の住所愛媛県西予市宇和町大江930番地3、死亡の場所愛媛県西予市、死亡年月日令和6年8月31日、出生の場所愛媛県宇和島市、出生年月日昭和14年1月13日、職業不明  
 被相続人 亡 河野 梅香

愛媛県宇和島市吉田町東小路甲112番地4  
 相続財産清算人 大西 園恵  
 催告期間満了日 令和8年3月13日  
 松山家庭裁判所宇和島支部  
**令和7年(家)第3111号**  
 東京都文京区後楽1丁目4番14号  
 申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会  
 本籍熊本県熊本市南区川口町4509番地1、最後の住所熊本市南区川口町1085番地2、死亡の場所熊本県熊本市南区、死亡年月日令和6年6月1日頃、出生の場所熊本県荒尾市、出生年月日昭和53年11月7日、職業無職  
 被相続人 亡 福島 喬  
 事務所熊本市中央区新屋敷2-2-21清水谷法律会計事務所  
 相続財産清算人 弁護士 高野 大樹  
 催告期間満了日 令和8年3月12日  
 熊本家庭裁判所  
**公示催告**  
 次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。  
**令和7年(ヘ)第1号**  
 大阪府豊中市上野西2丁目6番29号  
 申立人 辻 佳江  
 代理人弁護士 宮本重二郎  
 権利の届出の終期 令和7年11月11日  
 令和7年7月30日 豊中簡易裁判所  
 (別紙) 目録  
 (1)土地 松山市三津一丁目163番  
 宅地 92.92平方メートル  
 (2)登記年月日番号 松山地方法務局明治35年7月14日受付第9764号  
 (3)登記した権利の内容  
 登記の目的 土地権設定  
 原因 明治35年5月1日設定  
 範囲 宅地115坪4合2勺の内11坪2合地上権 設定分但西南隅の地点とし北へ直線2間同隅を起点とし東へ直線5間6合同止り起点とし北へ直線2間同止り起点とし西へ直線5間6合此坪数11坪2合  
 存続期間 15年

地代 1年30円  
 支払期 毎年1月1日  
 地上権者 温泉郡三津浜町大字栄町77番戸 西藤 五郎  
**失踪に関する届出の催告**  
 次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。  
**令和7年(家)第109号**  
 兵庫県西宮市青木町5番19-305号  
 申立人 木原佳代子  
 本籍香川県丸亀市本島町笠島271番地、最後の住所不詳  
 不在者 藤井ナミエ  
 明治22年12月12日生  
 届出期間満了日 令和7年12月31日  
 高松家庭裁判所丸亀支部  
**令和7年(家)第549号**  
 埼玉県さいたま市岩槻区加倉4丁目28番地6号  
 申立人 新井 裕二  
 本籍埼玉県さいたま市岩槻区加倉4丁目1361番地3、最後の住所埼玉県岩槻市加倉4丁目28番6号  
 不在者 新井富士夫  
 昭和34年2月10日生  
 届出期間満了日 令和7年12月16日  
 さいたま家庭裁判所  
**令和7年(家)第38号**  
 福井県吉田郡永平寺町松岡芝原2丁目10番地6  
 申立人 松下 智子  
 本籍福井県福井市有楽町1011番地、最後の住所福井県吉田郡永平寺町松岡芝原2丁目10番地6  
 不在者 松下 賢一  
 昭和55年9月13日生  
 届出期間満了日 令和7年12月12日  
 福井家庭裁判所  
**令和7年(家)第896号**  
 大阪府堺市西区下田町25番26-307号  
 申立人 辰巳八重子

本籍大阪市浪速区日本橋東3丁目5番地1、最後の住所日本国以下不詳  
 不在者 辰巳 重男  
 昭和47年8月16日生  
 届出期間満了日 令和7年12月17日  
 名古屋家庭裁判所  
**令和7年(家)第217号**  
 兵庫県姫路市香寺町溝口386番地16  
 申立人 戸川みゆき  
 本籍岡山県久米郡美咲町藤原731番地、最後の住所兵庫県姫路市白国2丁目3番33号サンヴィラ103号  
 不在者 戸川 保子  
 昭和23年4月19日生  
 届出期間満了日 令和7年12月26日  
 神戸家庭裁判所姫路支部  
**令和7年(家)第10075号**  
 和歌山県田辺市芳養松原1丁目23番19号  
 申立人 濱中 正市  
 本籍和歌山県田辺市芳養松原1丁目1108番地、最後の住所和歌山県田辺市芳養町1108番地  
 不在者 汐崎 芳夫  
 昭和5年3月9日生  
 届出期間満了日 令和7年12月8日  
 和歌山家庭裁判所田辺支部  
**令和7年(家)第249号**  
 愛媛県松山市南江戸6丁目1番15号 パインウインドAPT II 202号  
 申立人 豊久 美佳  
 本籍愛媛県南宇和郡愛南町赤水672番地1、最後の住所愛媛県松山市三町3丁目1番22号  
 不在者 豊久 政夫  
 昭和10年6月20日生  
 届出期間満了日 令和7年12月22日  
 松山家庭裁判所  
**令和7年(家)第42号**  
 福岡県築上郡築上町大字築城1436番地1  
 申立人 和田 直美  
 本籍福岡県田川市大字夏吉1700番地、最後の住所福岡県田川市大字橘1061番地  
 不在者 古谷 由美  
 昭和27年11月16日生  
 届出期間満了日 令和7年12月4日  
 福岡家庭裁判所田川支部

## 失踪宣告

令和6年(家)第7456号

本籍埼玉県秩父市荒川上田野1435番地1、最後の住所不明  
不在者 九谷 昭吉  
昭和9年10月4日生  
令和7年8月6日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第2094号

本籍北海道滝川市泉町1丁目127番地120、最後の住所横浜市鶴見区仲通2丁目70番地の1  
林莊  
不在者 太田 勉  
昭和24年2月5日生  
令和7年8月6日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第1号

愛知県春日井市稲口町3丁目1番17号  
申立人 株式会社池内  
代表者代表取締役 堀江 和正  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月4日  
令和7年8月5日 大垣簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通  
手形番号 YZ77919  
金額 288,312円  
支払期日 令和7年4月5日  
支払地 大垣市  
支払場所 株式会社大垣共立銀行 本店営業部  
振出日 令和6年11月20日  
振出地 大垣市神田町1丁目25番地  
振出人 大垣機工株式会社 代表取締役 公文 良成

受取人 有限会社中部アタッチメント  
裏書人 岐阜県大垣市新田町4丁目11番地 有限会社中部アタッチメント 代表取締役 杉山 勉  
被裏書人 白地  
最終所持人 申立人

## 令和7年(へ)第4号

岐阜県多治見市笠原町字向島2455番地36  
申立人 株式会社日興セラミックス・コンポジット

代表者代表取締役 増田 博哉

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月1日

令和7年8月4日 名古屋簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BA66581

金額 140,800円

支払期日 令和7年3月7日

支払地 名古屋市

支払場所 株式会社中京銀行大津橋支店

振出日 令和6年11月5日

振出地 名古屋市

振出人 伊勢久株式会社 代表取締役 高木 裕明

受取人 有限会社羽柴化学工業所

第一裏書人 有限会社羽柴化学工業所 代表取締役 羽柴 啓司

第二裏書人 永大化学株式会社 代表取締役 佐野 友保

最終所持人 申立人

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第165号

神奈川県横須賀市野比3丁目22番27号

債務者 有限会社今井商会

代表者代表取締役 今井 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 陽一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時30分

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和7年(フ)第1798号

愛知県半田市青山1丁目5番地の14

債務者 株式会社ファッショングループ

代表者代表取締役 平野 幸雄

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊東 正晴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第844号

神奈川県秦野市曾屋776番地3

債務者 株式会社シンコウプロダクト

代表者代表取締役 中川 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 正之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後2時

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第955号

仙台市若林区卸町2丁目1-16 シンコールビル1階、商業登記簿上の本店所在地仙台市宮城野区五輪1丁目6番1号

債務者 株式会社ミエル

代表者代表取締役 佐々木 浩

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 陽一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後2時

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第39号

山口県周南市大字徳山10587番地の48

債務者 株式会社ツクモ

代表者代表取締役 久田 秀樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 直
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後2時

山口地方裁判所周南支部

## 令和7年(フ)第654号

神戸市長田区御屋敷通5丁目2番11号

債務者 株式会社ipse

代表者代表取締役 青山 幸夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷部信一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時15分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第382号

兵庫県加古川市野口町長砂683番地102号

債務者 株式会社伊藤管工

代表者代表取締役 伊藤 亮

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸 巧
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時10分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第11号

沖縄県国頭郡本部町瀬底3284

債務者 Opus One 合同会社

代表者代表社員 前田亜也子

- 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 與那嶺 敏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時30分

那覇地方裁判所名護支部

- 令和7年(フ)第3711号**  
大阪市中央区谷町9丁目2番29号501  
債務者 有限会社コディー産業  
代表者代表取締役 小泊譽志夫  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 安達友基子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時40分  
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(フ)第185号**  
群馬県高崎市足門町1309番地  
債務者 株式会社エイホウ  
代表者代表取締役 鈴木 信雄  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 森田 陽介  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日前10時40分  
前橋地方裁判所高崎支部
- 令和7年(フ)第1308号**  
さいたま市見沼区南中丸490番地6  
債務者 株式会社彩喜  
代表者代表取締役 木部 隼生  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 貞松 宏輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後2時20分  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第1686号**  
愛知県小牧市中央2丁目246番地  
債務者 株式会社にんじん  
代表者代表取締役 伊勢戸由紀  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 伊藤歌奈子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日前10時40分  
名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第109号**  
宮城県遠田郡涌谷町字北田88番地5  
債務者 Emo V a L i y 合同会社  
代表者代表社員 大沼 将也

- 令和7年(フ)第655号**  
兵庫県加古川市加古川町粟津437-1-1階  
債務者 美建塗装株式会社  
代表者代表取締役 青山 幸夫  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 坂本 正之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後2時  
横浜地方裁判所第3民事部
- 令和7年(フ)第374号**  
大阪府和泉市はつが野1丁目31番14号  
債務者 株式会社スマーズホーム  
代表者代表取締役 権原 雅彦  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 福井 俊一  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日前11時15分  
神戸地方裁判所第3民事部
- 令和7年(フ)第750号**  
広島県安芸高田市八千代町下根1242番地  
債務者 三西工業株式会社  
代表者代表取締役 梶並 誠之  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 内田 喜久  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日前11時30分  
横浜地方裁判所第3民事部
- 令和7年(フ)第146号**  
奈良県橿原市曲川町6丁目6番6-407号工  
グゼK&K  
債務者 合同会社奈良プロセス  
代表者代表社員 田中 亮平  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 立石 直樹  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日前10時40分  
奈良地方裁判所葛城支部破産係
- 令和7年(フ)第273号**  
愛知県西尾市吉良町富田市子野58番地1  
債務者 有限会社ミヤテック  
代表者取締役 神谷 彰徳  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中根 雄志  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後2時10分  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和7年(フ)第437号**  
岡山県玉野市向日比1丁目6番27号  
債務者 有限会社タイト  
代表者代表取締役 吉井 弘樹  
1 決定年月日時 令和7年8月19日前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 弘藤 智基  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日前10時30分  
山口地方裁判所宇部支部
- 令和7年(フ)第845号**  
神奈川県秦野市菩提106番地の7  
債務者 有限会社エスワンエス  
代表者代表取締役 中川 浩二
- 令和7年(フ)第1741号**  
横浜市中区本牧原2丁目6番本牧シーサイ  
ドプラザ2F  
債務者 株式会社ニューライジング  
代表者代表取締役 東海林正道  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳巳  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日前11時30分  
横浜地方裁判所第3民事部
- 令和7年(フ)第283号**  
北海道函館市桔梗4丁目19番10号  
債務者 株式会社T-K企画  
代表者取締役 河田 隆  
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 平井 喜一  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後2時10分  
函館地方裁判所
- 令和7年(フ)第124号**  
長崎県佐世保市浜田町2番27号  
債務者 株式会社新栄設計事務所  
代表者代表取締役 大久保 隆  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 今井 寧子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時30分  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
- 令和7年(フ)第4072号**  
大阪市中央区安土町1丁目5番8号  
債務者 株式会社ジェニイ  
代表者代表取締役 平原 亮太  
1 決定年月日時 令和7年8月19日前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 渡邊 一誠  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後3時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 <b>令和7年(フ)第284号</b> 函館市桔梗4丁目19番10号 債務者 河田 隆 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 喜一 4 破産債権の届出期間 令和7年10月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後2時20分 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで <b>函館地方裁判所</b> <b>令和7年(フ)第1437号</b> 愛知県東海市荒尾町チノ割62番地の1 債務者 小野 幸久 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴田 智史 4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで <b>名古屋地方裁判所民事第2部</b> <b>令和7年(フ)第1687号</b> 名古屋市名東区社台3丁目137番地 カーサ第3大和3D号 債務者 伊勢戸由紀 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤歌奈子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで <b>令和7年(フ)第1799号</b> 愛知県半田市板山町14丁目179番地の1 債務者 平野 幸雄 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 正晴 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで <b>令和7年(フ)第33号</b> 青森県十和田市西二十二番町38番27号 傾債務者 法量 和恵 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 正晴 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで <b>令和7年(フ)第34号</b> 青森県十和田市西二十二番町38番27号 傾債務者 法量 誠智 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 明広 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで <b>令和7年(フ)第49号</b> 青森県上北郡おいらせ町苗振谷地8番地37 傾債務者 村崎沙也加 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 周平 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで <b>令和7年(フ)第40号</b> 青森県周南市大字徳山10587番地の48 グラ ナペール遠石壱番館102号 傾債務者 久田 秀樹 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮坂 光行 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで	1 決定年月日時 令和7年8月19日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 直 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで <b>山口地方裁判所周南支部</b> <b>令和7年(フ)第160号</b> 神奈川県横須賀市長沢1丁目38番31号 傾債務者 浅野美由紀 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大久保龍太 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで <b>横浜地方裁判所横須賀支部</b> <b>令和7年(フ)第73号</b> 福島県喜多方市関柴町上高額字割田1681番地5 傾債務者 片桐 淑子 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月21日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで <b>福島地方裁判所会津若松支部破産係</b> <b>令和7年(フ)第1388号</b> 東京都調布市国領町6丁目10番地11 傾債務者 鈴木 翔 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 仁史 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで <b>東京地方裁判所立川支部民事第4部</b>
---	--

<b>令和7年(フ)第911号</b>	東京都府中市浅間町4丁目25番地の1カーサ・セレノⅠ204 債務者 糸魚川領太
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 近藤わかな	4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月24日前11時	6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1370号</b>	東京都町田市藤の台1丁目1番11-404号 債務者 本間 亮弘
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 片岡 麻衣	4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月24日前11時15分	6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第1048号</b>	神奈川県藤沢市大鋸2丁目8番10-302号 債務者 櫻井 星也
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯島 麻樹	4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日前3時	6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1392号</b>	横浜市鶴見区北寺尾6丁目26番1号 アズール北寺尾204 債務者 野尻 朋代
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 日向 誓子	4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで	7 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所姫路支部

<b>令和7年(フ)第867号</b>	仙台市太白区東中田6丁目20番6号、住民票上の住所宮城県富谷市富ヶ丘2丁目15番10号 債務者 堀籠 英樹
1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加瀬谷 拓	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日前11時10分
5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 仙台地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第180号</b>
<b>令和7年(フ)第180号</b>	神奈川県横須賀市馬堀海岸4丁目1番16-404号 債務者 齊藤 信行
1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大友 朋子	4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日前10時	6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
<b>令和7年(フ)第846号</b>	横浜市中区簗沢10番地5 債務者 中川 浩二
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂本 正之	4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月26日前後2時	6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第371号</b>	兵庫県加古川市野口町長砂338-1 レオパレス長砂202、住民票上の住所兵庫県揖保郡太子町太田945番地3 債務者 朝枝 敏之
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平山 純輝	4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日前10時10分
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日前10時10分	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	7 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第12号</b>	沖縄県国頭郡本部町字大浜864番地1 F u k u g i 301 債務者 前田亜也子
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 與那嶺 敏	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日前1時30分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日前1時30分	5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第217号</b>	令和7年(フ)第12号
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平山 純輝	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日前1時30分
4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで	5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 那覇地方裁判所名護支部
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日前10時10分	<b>令和7年(フ)第217号</b>
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	北海道旭川市3条通22丁目1973番地の14 西屋ビル308号 債務者 村上ミツ子
7 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時
<b>令和7年(フ)第34号</b>	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時	3 破産管財人 弁護士 大石 剛史
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日前2時40分
3 破産管財人 弁護士 林 由希子	5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 旭川地方裁判所民事部
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日前2時	<b>令和7年(フ)第814号</b>
5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 京都地方裁判所園部支部破産係	仙台市泉区南光台3丁目18番12号 C O C O AハウスⅡ-103、従前の住所仙台市泉区住吉台西1丁目17番地の7 債務者 植木 将太(旧姓大谷)
<b>令和7年(フ)第39号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 原 香苗
3 破産管財人 弁護士 原 香苗	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日前10時50分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日前10時50分	5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第920号</b>	<b>令和7年(フ)第39号</b>
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時	岩手県遠野市大工町3番36号、旧住所岩手県遠野市鷲崎町5番4-3号 債務者 石川 慎子
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時
3 破産管財人 弁護士 細川 恵喜	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日前10時	3 破産管財人 弁護士 島田美佐都
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日前10時35分
<b>令和7年(フ)第920号</b>	5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時	
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 島田美佐都	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日前10時35分	
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	

令和7年（フ）第181号 山梨県甲府市相生3丁目3番14号 コスマ・アンシア 債務者 桜田 秀也 成年後見人 清田 路子 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 昌幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 康太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横畠 裕典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（フ）第373号 大阪府和泉市葛の葉町1丁目4番14号 債務者 村馬 吉信 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新宅 正人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 元樋 翔吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前11時5分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福井 俊一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和7年（フ）第385号 兵庫県加古川市野口町長砂683番地 フェリーチエ102号 債務者 伊藤 亮 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸 巧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（フ）第438号 岡山県玉野市向日比1丁目6番27号 債務者 吉井 弘樹 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥野 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野垣 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷部信一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 松山地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第656号 神戸市長田区御屋敷通5丁目2番11号 債務者 青山幸夫ことKIM HAE NG BUこと金 幸夫 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉谷 健一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（フ）第583号 広島市中区住吉町11番6-401号 債務者 藤井 早苗（旧姓柴田） 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋吉理絵香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三好 崇文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森川 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年（フ）第145号 兵庫県川西市湯山台2丁目32番地の10 債務者 殿井 由絵 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石王 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 鈴鹿地方裁判所帶広支部破産係
令和7年（フ）第372号 大阪府和泉市尾井町1丁目4番21号 債務者 ヒカリノアトリエことワラカドJPこと太田 軍二 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 貴司	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 峯崎 雄大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（フ）第383号 兵庫県加古川市野口町長砂683番地 フェリーチエ102号 債務者 伊藤 亮 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸 巧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（フ）第651号 広島市西区東観音町6番25-403号 債務者 村上 竜志	1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷部信一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 松山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金 幸夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 鈴鹿地方裁判所帶広支部破産係	令和7年（フ）第114号 北海道帯広市東5条南6丁目6番地 シエルメゾンA-G号室 債務者 福田 伸介 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石王 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 鈴鹿地方裁判所帶広支部破産係
令和7年（フ）第363号 兵庫県高砂市伊保港町1丁目7番23号 債務者 ブティックプランシェこと 酒井 正秀 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 峯崎 雄大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 貴司	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（フ）第1684号 横浜市戸塚区名瀬町773番地5 サンハイツ名瀬401号 債務者 大石 智之 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 峰崎 雄大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第276号

静岡県御殿場市東田中3丁目14番8号、前住所静岡県御殿場市駒門5番地の1 陸上自衛隊 駒門駐屯地

債務者 篠原 将輝

- 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 圓井 花織
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第3496号

大阪府茨木市橋の内2丁目8番609号、住民票上の住所大阪府高槻市辻子3丁目19番11号 (前住所) 大阪府高槻市牧田町5番18-205号

債務者 多田 俊輔

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 秀人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第3712号

大阪府交野市星田山手3丁目8番22号

債務者 小泊譽志夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安達友基子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第123号

茨城県取手市野々井911番地1 メゾン ド フルール202

債務者 斎藤 勝志

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀田 道子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

## 令和7年(フ)第186号

群馬県高崎市浜川町208番地1、前住所群馬県安中市板鼻551番地9

債務者 鈴木 信雄

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 陽介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 前橋地方裁判所高崎支部

## 令和7年(フ)第1309号

さいたま市見沼区大字南中丸490番地6

債務者 木部 隼生

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 貞松 宏輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第46号

奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目9番13-208号

債務者 奥田 希

- 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上崎 智代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 奈良地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第62号

奈良県大和郡市九条町901番地23

債務者 森本空調こと 森本 嶽佑

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤木 秀行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 奈良地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第955号

名古屋市港区七番町5丁目13番地 レオパレスフィレンツェ七番306号、従前の住所名古屋市港区東蟹田1911番地 レーベン港203号

債務者 宮地信平こと 尹 信平

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 莉可

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第669号

堺市北区常磐町3丁16番地5 ルミエール常磐102号、前住所静岡県伊東市湯川431番地の6

債務者 田中 豊年

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第670号

堺市北区常磐町3丁16番地5 ルミエール常磐102号、前住所静岡県伊東市湯川431番地の6

債務者 田中 牧子

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第523号

神戸市須磨区東町2丁目1番18号 ハイツイースト須磨301号室

債務者 森田しのぶ

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池本 直記
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第139号

釧路市愛國東4丁目12番7号 有料老人ホームぽかぽか

債務者 川越 勝仁

- 法定代理人保佐人 佐藤 圭
- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 潤一

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 鈴鹿地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第1259号

埼玉県川口市川口6丁目8番20号 田代ビル301号

債務者 坂井 信夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安井 孟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第1829号

愛知県北名古屋市徳重米野138番地 スペースヤマト 103号

債務者 竹野入雅章

- 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 圭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第918号

京都市山科区東野八反畠町58番地4 ル・アーブル村井201

債務者 林 貴行

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森下 裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第70号

長崎県西彼杵郡長与町高田郷2476番地3 辻田アパート1号室

債務者 友成 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲 健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第690号 大阪府河内長野市南花台1丁目26番2号 債務者 松本建材こと 松本 和光 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西田 敦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 令和7年(フ)第677号 仙台市青葉区福沢町4番6号 債務者 高橋 弘子 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇部 雄介 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間 令和7年(フ)第1073号 横浜市戸塚区矢部町769番地62 戸塚ガーデンヒルズ203号 債務者 増田加奈江 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第1623号 横浜市鶴見区市場西中町3番23号 債務者 松浦 優太 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第1811号 横浜市戸塚区汲沢1丁目22番19-211号 債務者 矢野 祐希	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第31号 京都府福知山市土師宮町2丁目47番地 コーポ天満東103号 債務者 森下 平行 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 京都地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第295号 鹿児島市小松原1丁目2番14号 ひらたマンション408号 債務者 濱田 悠香 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 高松地方裁判所観音寺支部 令和7年(フ)第728号 広島市東区牛田早稲田4丁目6番30-201号 債務者 野島 涼(旧名愛美) 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第181号 香川県高松市太田上町338番地 グランドステイツ太田6-D 債務者 北林 伸忠 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前9時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和7年(フ)第965号 京都府八幡市男山香呂2番地-A50-502 債務者 藤井 由美 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第256号 香川県高松市林町2535番地8 債務者 高木真由美 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前9時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和7年(フ)第28号 京都府福知山市昭和新町126番地の1 松本マンション105号 債務者 中川 千浪 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係
---	---	--	---

<b>令和7年(フ)第1286号</b>	東京都八王子市元横山町3丁目10番16号共立リライアンス八王子VI403号 債務者 今崎 海翔 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第247号</b>	熊本市中央区渡鹿3丁目13番11号 レオパレスハミングバード101、転入前住所大分市大字森町305番地64 債務者 後藤 恭介 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第292号</b>	熊本市南区白藤3丁目4番17-603号 白藤団地7棟、転入前住所熊本市中央区出水8丁目7番32-501号 債務者 小野 静香(旧姓後藤) 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第306号</b>	熊本市東区小山1丁目7番70号 ストーリア小山Ⅱ 103号 債務者 ビサロ、サミル 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

<b>令和7年(フ)第189号</b>	福岡県久留米市上津町2078番地76 サンヒルズ上津104号 債務者 平田 法子 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第302号</b>	福岡市大川町10番28号 債務者 山谷 利徳 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 福岡地方裁判所久留米支部
<b>令和7年(フ)第210号</b>	福岡県久留米市国分町1294番地5 豊國スカイマンション国分205号 債務者 緒方 富保 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 福岡地方裁判所久留米支部
<b>令和7年(フ)第290号</b>	函館市上湯川町48番5号 債務者 石岡 司 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 福岡地方裁判所
<b>令和7年(フ)第138号</b>	山形市双月新町5番地9 債務者 阿部 智男 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 山形地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第152号</b>	山形市南四番町2番13号 フリーシェルタースマート 債務者 石川 勝哉 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 山形地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第292号</b>	函館市陣川町98番地367 きずな陣川 債務者 木島 千之 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第159号</b>	山形市六日町6番40号、前住所山形市幸町5番6号 債務者 佐野 光伸 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 山形地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第295号</b>	函館市富岡町2丁目47番5-415号 リコリッヂ 債務者 小野寺弘祐 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第209号</b>	福岡県久留米市梅満町260番地1 住宅型有料老人ホーム くるめディカルハウス 楠の木 債務者 重永 尚徳 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 福岡地方裁判所久留米支部
<b>令和7年(フ)第1554号</b>	愛知県瀬戸市幡山町97番地の1 キャロットハウス202 債務者 藤本 晴美(旧姓干場) 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1579号</b>	名古屋市中川区荒子1丁目203番地 プラティックあらこ507号 債務者 畠田恵美香 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1603号</b>	愛知県知多郡東浦町大字生路字小太郎96番地ビボットマンション生路207号、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字浜田7番地の1 ピュールHA 1-102号 債務者 吉永龍之介 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1612号**  
名古屋市中村区本陣通5丁目116番地 エクセレント303号  
債務者 藤田 亮平  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第1617号**  
静岡県湖西市新所原2-2-1 レオパレスステージア103、住民票上の住所愛知県春日井市藤山台3丁目1番地5 359号棟501号室  
債務者 中井 忠之  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第1628号**  
愛知県小牧市大字岩崎1500番地 県住2街区2号棟403号  
債務者 トヘス イト オクマ タミレス キチ工 (TORRES YTO OKUMA TAMIRE KITIE)  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第1638号**  
名古屋市守山区瀬古1丁目1436番地 瀬古荘1008号  
債務者 戸松みゆき  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1722号**  
名古屋市中村区並木1丁目26番地 Shan Pole NAMIKI 407号  
債務者 柿田 治子  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第1730号**  
名古屋市北区中丸町3丁目1番地 アーバニア志賀公園四番街10棟503号  
債務者 潟谷由美子  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第1745号**  
名古屋市守山区八剣2丁目1515番地 サンシティ八剣2-407  
債務者 影平 祐也  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第147号**  
岡山県倉敷市安江550番地1 県営中洲団地6-404  
債務者 粕井 君枝  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係  
**令和7年(フ)第147号**  
岡山県倉敷市安江550番地1 県営中洲団地6-404  
債務者 粕井 君枝  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手續を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係  
**令和7年(フ)第199号**  
北海道旭川市宮下通19丁目1457番地の2 レジデンスウジエ2階3号室、申立時の住所北海道旭川市11条通19丁目1番地の1 レガーレ1203  
債務者 廣瀬 規之

**令和7年(フ)第208号**  
岡山県倉敷市連島町鶴新田183番地8、転居前の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田1853番地1 アルカジア石部 C棟 101  
債務者 三宅 奈美(旧姓吉岡)  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係  
**令和7年(フ)第210号**  
岡山県倉敷市上東297番地3  
債務者 田野村 舞(旧姓和田)  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係  
**令和7年(フ)第227号**  
岡山県倉敷市玉島上成1435番地  
債務者 道下 享  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係  
**令和7年(フ)第228号**  
岡山県倉敷市玉島上成1435番地  
債務者 道下 紀子  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手續を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係  
**令和7年(フ)第199号**  
北海道旭川市宮下通19丁目1457番地の2 レジデンスウジエ2階3号室、申立時の住所北海道旭川市11条通19丁目1番地の1 レガーレ1203  
債務者 廣瀬 規之

1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
5 免責審尋期日 令和7年12月11日午後1時20分

旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第201号**  
北海道旭川市南8条通22丁目1976番地の3  
美園マンション第6 111号室  
債務者 中野真裕美  
1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
5 免責審尋期日 令和7年11月13日午後1時30分

旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第220号**  
北海道深川市文光町7番4号 クレセントヒルズ 103号室  
債務者 古屋富士男  
1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
5 免責審尋期日 令和7年10月22日午後1時20分

旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第5622号**  
東京都小平市学園西町1丁目22-1-102  
債務者 高橋 朋子  
1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手續を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5664号 東京都世田谷区等々力6丁目19-20 債務者 鈴木由美絵 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第5694号 東京都新宿区四谷4丁目19 債務者 米倉 利行 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5716号 東京都北区東十条6丁目5-21 債務者 駒形 重昭 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月24日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3713号 大阪府東大阪市上四条町20番29号 グランノーブル201 債務者 野波 茜 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5695号 東京都中野区白鷺1丁目22-8-105 債務者 山口 遼大 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第13号 愛媛県八幡浜市向灘3087番地4 清水マンション303 債務者 西森 啓人 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月17日午前10時 松山地方裁判所大洲支部	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5623号 東京都足立区鹿浜2丁目40-3-503 債務者 石橋 春介 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5696号 東京都足立区大谷田4丁目9-9 TOKYΟ β 北綾瀬3-103 債務者 佐藤 圭 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3118号 大阪府豊中市小曾根4丁目19番20号、前住所 大阪府箕面市粟生外院2丁目6番18-102号 債務者 細川紗里奈(旧姓小林・川端) 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5666号 東京都足立区竹の塚2丁目8-26 MKビル 竹の塚201 債務者 今村 達也 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3163号 大阪市此花区春日出南2丁目6番7号 ピソエルマーノ 301号室、前住所兵庫県姫路市白浜町神田2丁目17番地2 ピアレイドE 債務者 福重 司 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5720号 東京都北区滝野川3丁目12-7-306 債務者 下島 宣和 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5690号 東京都足立区竹の塚2丁目8-26 MKビル 竹の塚201 債務者 今村 達也 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3165号 大阪市生野区舍利寺1丁目15番8号 グラン パシフィック寺田町東 201号 債務者 原野 雅子 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月24日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5690号 東京都足立区大谷田4丁目9-9 TOKYΟ β 北綾瀬3-103 債務者 佐藤 圭 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5720号 東京都北区滝野川3丁目12-7-306 債務者 下島 宣和 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5690号 東京都足立区竹の塚2丁目8-26 MKビル 竹の塚201 債務者 今村 達也 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3165号 大阪市生野区舍利寺1丁目15番8号 グラン パシフィック寺田町東 201号 債務者 原野 雅子 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月24日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5690号 東京都足立区大谷田4丁目9-9 TOKYΟ β 北綾瀬3-103 債務者 佐藤 圭 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第3263号**  
 大阪市東淀川区東中島6丁目7番6号　celestie東中島 205号  
 債務者　金子　英  
 1 決定年月日時　令和7年8月19日午後3時  
 2 主文　債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間　令和7年10月17日まで  
 5 免責審尋期日　令和7年10月24日午後1時30分  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3367号**  
 大阪市浪速区大國2丁目12番22-402号  
 債務者　日浦　幹士（旧氏名日浦実子）  
 1 決定年月日時　令和7年8月19日午後3時  
 2 主文　債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間　令和7年10月17日まで  
 5 免責審尋期日　令和7年10月24日午後1時30分  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3553号**  
 大阪市西成区玉出東2丁目15番33号　グランエクラ玉出東 402  
 債務者　片平　新也  
 1 決定年月日時　令和7年8月19日午後3時  
 2 主文　債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間　令和7年10月17日まで  
 5 免責審尋期日　令和7年10月28日午後1時30分  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3623号**  
 大阪府寝屋川市萱島東2丁目21番3号（101号）  
 債務者　高田奈緒美  
 1 決定年月日時　令和7年8月19日午後3時  
 2 主文　債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間　令和7年10月17日まで  
 5 免責審尋期日　令和7年11月7日午後1時30分  
 大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続廃止**

**令和7年(フ)第506号**  
 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番35号  
 博多ハイテックビル505  
 破産者　株式会社アスパラガス  
 1 決定年月日　令和7年8月19日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和7年(フ)第800号**  
 東京都八王子市七国3丁目13番14号  
 破産者　並木　裕也  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和7年(フ)第800号**  
 東京都八王子市七国3丁目13番14号  
 破産者　並木　裕也  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和7年(フ)第817号**  
 東京都八王子市石川町1466番地8  
 破産者　中村　広直  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和7年(フ)第817号**  
 東京都八王子市石川町1466番地8  
 破産者　中村　広直  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和7年(フ)第856号**  
 東京都多摩市一ノ宮4丁目5番地の2アーバンライフ一ノ宮C  
 破産者　常盤　知子（旧姓大宮）  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和7年(フ)第856号**  
 東京都多摩市一ノ宮4丁目5番地の2アーバンライフ一ノ宮C  
 破産者　常盤　知子（旧姓大宮）  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和6年(フ)第548号**  
 神奈川県横浜市都筑区中川中央1丁目7番2号801  
 破産者　株式会社新光  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和6年(フ)第548号**  
 神奈川県横浜市都筑区中川中央1丁目7番2号801  
 破産者　株式会社新光  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和6年(フ)第348号**  
 滋賀県栗東市手原5丁目6番12号  
 破産者　医療法人社団てはらクリニック  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和6年(フ)第348号**  
 滋賀県栗東市手原5丁目6番12号  
 破産者　医療法人社団てはらクリニック  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和7年(フ)第42号**  
 宮崎県東諸県郡富町大字三名4024番地1  
 破産者　株式会社おそうじがんばり隊  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和7年(フ)第42号**  
 宮崎県東諸県郡富町大字三名4024番地1  
 破産者　株式会社おそうじがんばり隊  
 1 決定年月日　令和7年8月20日  
 2 主文　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

**令和6年(フ)第144号**  
 群馬県太田市寺井町708番地1  
 破産者　有限会社三村製作所  
 1 決定年月日　令和7年8月19日  
 2 主文　本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**令和6年(フ)第419号**  
 埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2896番地1  
 破産者　有限会社長岡機工  
 1 決定年月日　令和7年8月19日  
 2 主文　本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**令和6年(フ)第835号**  
 さいたま地方裁判所熊谷支部  
 東京都武蔵村山市残堀5丁目58番地の10  
 破産者　MIND株式会社  
 1 決定年月日　令和7年8月19日  
 2 主文　本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**令和6年(フ)第423号**  
 新潟県五泉市駅前2丁目7番9号  
 破産者　株式会社アルティスタインターナショナル  
 1 決定年月日　令和7年8月19日  
 2 主文　本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**令和6年(フ)第423号**  
 新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第114号

東京都西多摩郡檜原村3089番地  
破産者 吉野 常夫

- 1 決定年月日 令和7年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和6年(フ)第146号

横浜市瀬谷区下瀬谷2丁目25番9号A  
破産者 株式会社A.R.T.u.r.a.l

- 1 決定年月日 令和7年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第1214号

横浜市金沢区東朝比奈1丁目46番6号  
破産者 友和産業株式会社

- 1 決定年月日 令和7年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

## 破産手続終結及び免責許可決定

## 令和6年(フ)第198号

神奈川県横須賀市ハイランド3丁目37番4号  
木村テラスハウス2号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市野比1丁目43番14号  
破産者 米山 香織

- 1 決定年月日 令和7年8月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

## 令和6年(フ)第917号

北海道千歳市栄町2丁目25番地の18  
破産者 松本 美哉(旧姓末藤)

- 1 決定年月日 令和7年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和6年(フ)第212号

神戸市西区森友1丁目104番地の1 アンティーカショコラ3番館101号、前住所兵庫県明石市明南町2丁目2番19号  
破産者 山口 孝志

- 1 決定年月日 令和7年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

## 令和6年(フ)第229号

神戸市西区二ツ屋1丁目5番27号  
破産者 ヨサバークロータスこと 藤波 智美

- 1 決定年月日 令和7年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

## 令和6年(フ)第26号

兵庫県明石市魚住町住吉2丁目13番23号  
ジュネス原田205号  
破産者 サーティーこと 西村 幸展

- 1 決定年月日 令和7年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

## 令和6年(フ)第183号

岡山市東区瀬戸町瀬戸576番地4 レオパレスエスケイティー105号、旧住所岡山市南区泉田4丁目1番10—5号  
破産者 佐野 敏広

- 1 決定年月日 令和7年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第1031号

広島県安芸郡海田町寺迫2丁目1番39—101号  
破産者 関 祐二朗

- 1 決定年月日 令和7年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

## 令和6年(フ)第18号

熊本県阿蘇郡南小国町大字中原456番地、前住所熊本県阿蘇郡南小国町大字中原299番地  
破産者 佐藤 和久

- 1 決定年月日 令和7年8月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

## 令和6年(フ)第1215号

横浜市金沢区町屋町3番30—505号、開始決定時の住所横浜市金沢区東朝比奈1丁目46番6号  
破産者 藤谷 昭人

- 1 決定年月日 令和7年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2050号

神奈川県大和市上草柳94番地3 コンフォート緑野405号  
破産者 赤星 潤弥

- 1 決定年月日 令和7年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2909号

神奈川県大和市深見西4丁目6番11—208号  
破産者 高瀬 宏稔

- 1 決定年月日 令和7年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2926号

山口県防府市お茶屋町8番15号、開始決定時の住所横浜市磯子区久木町23番3号  
破産者 三谷 訓祥

- 1 決定年月日 令和7年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第572号

神奈川県伊勢原市桜台1—24—24、住民票上の住所神奈川県川崎市麻生区王禅寺西1丁目5番3号  
破産者 濱田 進啓

- 1 決定年月日 令和7年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第90号

神奈川県厚木市下依知2丁目24番9号 スカイヴェルチエ106  
破産者 吉田 和美

- 1 決定年月日 令和7年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和6年(フ)第719号**  
静岡県藤枝市南駿河台4丁目15番14号 レイ  
ンボーホームA202号  
破産者 曽根 諭  
1 決定年月日 令和7年8月20日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部  
**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**令和6年(フ)第306号**  
神戸市西区玉津町今津169番地の1 ダイニチコンストラクション501号、前住所兵庫県加古川市別府町新野辺574番地の314  
破産者 笹岡 祐全  
1 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで  
2 一般調査期日 令和7年11月4日前午11時10分  
令和7年8月20日  
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第63号**  
神戸市西区秋葉台1丁目56番地の207  
破産者 フィッシングむらかみこと 村上 英一  
1 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで  
2 一般調査期日 令和7年10月28日前午11時10分  
令和7年8月20日  
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第42号**  
長崎市田中町279番地4  
破産者 株式会社山尾青果  
1 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで  
2 一般調査期日 令和7年10月8日前午10時  
令和7年8月19日  
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第177号**  
新潟市東区豊3丁目2番4号 カーサ ソレイユ203号  
破産者 本田 佑馬  
1 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
2 一般調査期日 令和7年11月18日前午10時  
令和7年8月19日 新潟地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第5946号**  
大阪市住吉区庭井2丁目13番4号、前住所大阪市住吉区墨江3丁目17番26号  
破産者 武田 真一  
1 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
2 一般調査期日 令和7年11月6日前午1時30分  
令和7年8月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第290号**  
新潟市江南区松山1528番地  
破産者 豊島美奈江  
1 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで  
2 一般調査期日 令和7年10月21日前午10時  
令和7年8月20日 新潟地方裁判所民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和6年(フ)第147号**  
宮崎市橋通東5丁目1番19号 リーメゾン102号、前住所宮崎市橋通東1丁目4番11号  
アーバンキット805号  
破産者 荒木 修平  
異議申述期間 令和7年10月1日まで  
令和7年8月20日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第1998号**  
大阪府大東市北条3丁目12番47号  
破産者 鳴田 新吾  
異議申述期間 令和7年10月14日まで  
令和7年8月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算協定認可**

**令和7年(ヒ)第2号**  
長野県飯田市鼎切石4376番地4  
清算株式会社 株式会社アコーズ  
代表清算人 佐々木邦雄

1 決定年月日 令和7年8月7日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
1 協定債権の権利変更  
協定債権(以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という)については、以下のとおり権利変更を受ける。  
(1) 債権債務の確認  
株式会社アコーズ(以下「会社」という)が各協定債権者に対し負担している令和7年2月1日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。  
(2) 協定債権者に対する弁済  
会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から2ヶ月以内に、別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。  
(3) 協定債権者による債務免除  
各協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社に対するその余の債務を免除する。  
(4) 新たな財産が発見された場合の追加弁済  
会社は、前記(2)の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表の「配当基準額」欄記載の額の割合に応じて支払う。この場合においては、前記(3)の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

2 弁済の方法

(1) 支払の方法  
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。

(2) 弁済額計算における端数の処理  
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 本協定債権者の弁済受領不能等  
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかつた場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

(別表省略)

以上  
長野地方裁判所飯田支部

### 再生手続開始

**令和7年(再)第5号**  
名古屋市千種区千種2丁目22番8号  
再生債務者 Sync M O F株式会社  
1 決定年月日 令和7年8月15日前午5時  
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで  
4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月24日から令和7年10月31日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

### 管理命令

**令和7年(再)第5号**  
名古屋市千種区千種2丁目22番8号  
再生債務者 Sync M O F株式会社  
1 主文 管財人による管理を命ずる。  
2 管財人 名古屋市中区丸の内3丁目14番32号丸の内三丁目ビル3階 弁護士法人佐藤・眞下法律事務所 弁護士 眞下 寛之  
令和7年8月15日

名古屋地方裁判所民事第2部

### 小規模個人再生による再生手続開始

**令和7年(再イ)第100号**  
さいたま市中央区上落合8丁目12番25-201号  
再生債務者 野上 浩一  
1 決定年月日 令和7年8月18日前午5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年9月29日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部

<b>令和7年（再イ）第143号</b> 千葉県船橋市田喜野井2丁目21番38号 サンガーデン和泉壱番館102号 再生債務者 渡邊 貴広 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年10月6日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 <b>令和7年（再イ）第113号</b> さいたま市西区大字指扇2574番地3 ベルルⅡ102 再生債務者 佐々木佳子 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年9月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部 <b>令和7年（再イ）第25号</b> 千葉県富津市千種新田574番地4 再生債務者 伊藤 昭 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月7日まで 千葉地方裁判所木更津支部 <b>令和7年（再イ）第173号</b> 名古屋市西区上小田井1丁目170番地の1 ミリアングリーンパーク庄内201号 再生債務者 森田 譲 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年（再イ）第178号</b> 愛知県常滑市奥条6丁目22番地 再生債務者 松本 竜弥 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	<b>3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで</b> <b>4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月24日まで</b> 名古屋地方裁判所民事第2部 <b>令和7年（再イ）第68号</b> 静岡市葵区上伝馬6番22号 ライジングサン201 再生債務者 佐久間幸夫 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月1日まで 静岡地方裁判所第3民事部再生係 <b>令和7年（再イ）第54号</b> 大阪府岸和田市箕土路町1丁目7番19-208号（事業所所在地）大阪府泉佐野市笠松1-1-3 再生債務者 喫茶まること 吉田 照美 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月3日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 <b>令和7年（再イ）第21号</b> 奈良市五条西1丁目34番9号 再生債務者 谷口 健一 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年10月6日まで 奈良地方裁判所 <b>令和7年（再イ）第10号</b> 宮城県栗原市築館宮野中央1-16-5 ベルフィミーモ栗原1202号室（住民票上の住所） 宮城県岩沼市南長谷字原199番地の4 再生債務者 高橋 大地 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月14日まで 仙台地方裁判所古川支部個人再生係 <b>令和7年（再イ）第102号</b> 横浜市港北区日吉本町4丁目1番3号 パーカサイドガーデン201 再生債務者 大久保裕一 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和7年（再イ）第93号</b> 神戸市兵庫区石井町6丁目5番3号 ハイツヒロ103 再生債務者 福田 義宗 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年10月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
---	--

令和7年（再イ）第5号 岡山県津市林田1913番地18 再生債務者 高橋 利和 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月3日まで 岡山地方裁判所津山支部	3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで 熊本地方裁判所人吉支部	令和7年（再イ）第24号 栃木県下都賀郡野木町大字丸林378番地26 再生債務者 舘野 浩基 1 決定年月日時 令和7年8月19日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部 <b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b>	令和7年（再イ）第35号 さいたま市大宮区天沼町2丁目931番地26 再生債務者 土川 雄平 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで 令和7年8月19日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第15号 宮城県亘理郡亘理町逢隈上郡字堤ノ内50番地117 再生債務者 小松さとみ 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで 令和7年8月20日 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第7号 鹿児島県奄美市名瀬浦上町38番地8 再生債務者 伊窪 克 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部	3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部 <b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b>	令和7年（再イ）第6号 千葉県富津市大堀1630番地2 ラ・マーレ富津201（前住所）千葉県君津市人見4丁目7番40号 再生債務者 廣田 拓巳 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月20日 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年（再イ）第10号 長野市松代町大室1580番地1 再生債務者 小山 登 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで 令和7年8月19日 長野地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第52号 宮城県岩沼市土ヶ崎3丁目2番14—101号 再生債務者 宮坂 致文 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで 令和7年8月20日 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第27号 群馬県太田市大原町502番地1 再生債務者 角橋 正一 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月22日まで 前橋地方裁判所太田支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月20日 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年（再イ）第48号 千葉県船橋市三山5丁目60番10—108号 再生債務者 須藤修一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月5日まで 令和7年8月19日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第10号 静岡県沼津市大岡3682番地の58 再生債務者 須田 和之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで 令和7年8月19日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年（再イ）第4号 山形県村山市大字大久保甲893番地5 再生債務者 松田 浩二 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで 令和7年8月20日 山形地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第125号 横浜市戸塚区戸塚町917番地24 再生債務者 清水 祐介 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月5日まで 令和7年8月19日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第73号 千葉市若葉区千城台北1丁目24番1号 ダイアパレス千城台406号 再生債務者 高野 盛夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月5日まで 令和7年8月19日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第97号 愛知県春日井市坂下町7丁目760番地734 再生債務者 松本 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで 令和7年8月19日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第5号 山形県村山市大字大久保甲893番地5 再生債務者 松田美紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで 令和7年8月20日 山形地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第3号 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1750番地1 再生債務者 大柳 順次 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月5日まで 令和7年8月19日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第16号 佐賀市新栄東2丁目2番10—607号 ディアマンション新栄 再生債務者 丸内 伸行 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで 令和7年8月19日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第5号 山形県飽海郡遊佐町岩川字新出49番地の3 再生債務者 川俣 充 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで 令和7年8月20日 山形地方裁判所酒田支部	

令和7年（再イ）第15号 茨城県小美玉市栗又四ヶ2487番地36 再生債務者 河内 真弓 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第18号 静岡県浜松市中央区増楽町1513番地の1 再生債務者 足立 幸敏 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和7年（再イ）第21号 大分県別府市大字浜脇95番地の4 再生債務者 真栄城玄治 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第157号 大阪府八尾市南久宝寺2丁目93番地の2 シャーメゾン南久宝寺Ⅲ番館203号 再生債務者 沼田 恵典 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第14号 栃木県栃木市岩舟町静5147番地10 再生債務者 葛生 博之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月18日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（再イ）第22号 静岡県袋井市高尾512番地の1 ハイムアカ 才 202号室 再生債務者 千葉 翔 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和7年（再口）第3号 大阪府泉大津市二田町2丁目1番9—2号 再生債務者 土屋 光 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 12日まで 令和7年8月15日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第1号 大阪府和泉市箕形町6丁目4番125—7号 再生債務者 佐中 哲也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年（再イ）第8号 岐阜県多治見市旭ヶ丘3丁目24番地 再生債務者 尾崎忠こと 尾崎 忠士 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年（再イ）第48号 愛知県西尾市下羽角町住崎1番地 株デン ソ第一5青雲寮433A号室（前住所）宮崎県 宮崎市大坪東1丁目2番19号 再生債務者 宮川 結貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第5号 福島県喜多方市岩月町大都字荒田608番地 再生債務者 五十嵐信崇 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係	令和6年（再イ）第18号 沖縄県那覇市字与儀203番地7 再生債務者 真境名綾乃 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月18日 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年（再イ）第10号 岐阜県恵那市大井町2693番地750 再生債務者 岩崎 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年（再イ）第49号 愛知県安城市池浦町池上100番地4 再生債務者 藤野 宏伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第15号 静岡県富士宮市星山85番地の430 再生債務者 菊池 由真 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和7年（再イ）第5号 北海道網走郡美幌町字青山南27番地の3 再生債務者 村松 優也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 17日まで 令和7年8月20日 釧路地方裁判所北見支部個人再生係
令和7年（再イ）第9号 静岡県浜松市中央区桜台4丁目9番13号 再生債務者 垣本 文明 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和7年（再イ）第57号 愛知県西尾市鵜ヶ池町茅場3番地 再生債務者 澤田 純一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第90号 大阪府豊中市庄内宝町1丁目8番1—103号 再生債務者 辻岡智恵子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第21号 滋賀県守山市播磨田町386番地9 再生債務者 藤田 鉄也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 17日まで 令和7年8月20日 大津地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第5号 滋賀県米原市飯55番地 再生債務者 岩崎 正博 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 17日まで 令和7年8月13日 大津地方裁判所長浜支部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 福岡地方裁判所直方支部 令和7年（再イ）第8号 福岡県直方市湯野原2丁目9番7号 プティ トリアノン202号 再生債務者 中野 克也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 福岡地方裁判所直方支部 令和7年（再イ）第14号 長崎県長崎市西海町1946番地3 ハミング秋 桜201 再生債務者 本種 一喜 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第20号 長崎県長崎市椎の木町22番20号 再生債務者 松尾 透 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 10日まで 令和7年8月20日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第38号 広島市中区十日市町2丁目2番34-805号 再生債務者 Paradisoこと 藤井 幸 子	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 広島地方裁判所民事第4部 <b>小規模個人再生による再生計 画取消</b> 令和元年（再イ）第57号 三重県津市藤方542番地5 再生債務者 アンテロ エルランこと ANT ELO HOYOS HERLAN 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和2年4月13日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。 令和7年8月19日 津地方裁判所再生係 <b>小規模個人再生による再生手 続廃止</b> 令和7年（再イ）第7号 長崎県諫早市栄町25番11号 ルミナーレ栄 田107号 再生債務者 山口沙也香 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。 令和7年8月19日 長崎地方裁判所大村支部 <b>給与所得者等再生による再生 手続開始</b> 令和7年（再ロ）第3号 福島県大沼郡会津美里町字向川原甲3381番地 2 再生債務者 石山 美和 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令 和7年10月21日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係 令和7年（再ロ）第3号 静岡県御殿場市山之尻840番地の2 再生債務者 大久 弘一	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月8日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年（再ロ）第1号 長崎県諫早市飯盛町開1233番地97 再生債務者 濱崎 和正 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令 和7年10月14日まで 長崎地方裁判所大村支部 令和7年（再ロ）第2号 神奈川県綾瀬市大上1丁目21番7号 再生債務者 増岡 竜也 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令 和7年10月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 <b>給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取</b> 令和7年（再ロ）第4号 岡山市北区津高919番地7 サーパス津高台 通り一番館211号室 再生債務者 室田 望 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月 9日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年9月9日まで 令和7年8月19日 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年（再ロ）第2号 東京都八王子市橋原町308番地15 再生債務者 瀬戸 英也 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月 7日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年9月10日まで 令和7年8月20日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
--	---	--	--

## 令和7年(再口)第1号

大阪市平野区長吉六反2丁目6番41号

再生債務者 田中 健次

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月15日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月19日

大阪地方裁判所第6民事部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

## 令和5年(再口)第12号

横浜市戸塚区沢尻1丁目10番35-1号

再生債務者 小池 幹雄

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年8月1日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月19日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和7年(再口)第1号

大分市中春日町15番24号(住民票住所)福岡市早良区百道浜1丁目3番70-3606号ザ・レジデンシャルスイート・福岡3棟

再生債務者 乙津 光邦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年8月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月19日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(再口)第2号

福岡県久留米市上津町2228番地1578 メープルリッジB102号

再生債務者 首藤 康子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年8月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月18日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

## 令和7年(再口)第2号

大阪府柏原市大塚3丁目8番2号

再生債務者 進藤 陽美

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年8月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年8月19日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

## 令和7年(再口)第1号

兵庫県加古川市上荘町都染453番地

再生債務者 吉岡 二郎

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年8月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年8月20日 神戸地方裁判所姫路支部

## 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これら届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

## 令和7年(チ)第2号

愛媛県宇和島市石応1353番地2

申立人 木下 早子

住所・居所 不明

(最後の住所) 愛知県豊田市細谷町2丁目26番地1 コーポサンシャイン105号

(不動産登記記録上の住所) 愛知県豊田市小川町三丁目41番地

所在等不明共有者 木下 訓

届出期間満了日 令和7年12月15日

令和7年8月15日

松山地方裁判所宇和島支部

## (別紙) 物件目録

所在 宇和島市石応

地番 1353番2

地目 宅地

地積 130.95平方メートル

共有者 木下 訓の共有持分 8分の1

## 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

## 令和7年(チ)第5号

福井県あわら市市姫3丁目1番1号

申立人 あわら市長 森 之嗣

住所・居所 (亡山下孝弘の最後の住所) 福井県あわら市下金屋第30号21番地17

(不動産登記記録上の亡山下タネの住所) 福井県坂井郡金津町細呂木35号17番地

所有者 (不動産登記記録上の所有者亡山下タネの承継人) 亡山下孝弘相続財産

届出期間満了日 令和7年10月17日

令和7年8月14日 福井地方裁判所

## (別紙) 物件目録

1 所在 あわら市細呂木35字東宅地

地番 17番

地目 宅地

地積 416.97平方メートル

2 所在 あわら市細呂木35字17番地

家屋番号 なし

種類 作業所

構造 木造亞鉛钢板葺

床面積 70.24平方メートル

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

## 令和7年(チ)第1号

神奈川県伊勢原市下糟屋3010番地の16

申立人 片野 大輔

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 不明

所有者 萩原 フキ

届出期間満了日 令和7年10月8日

令和7年8月15日

横浜地方裁判所相模原支部

## (別紙) 物件目録

1 所在 座間市座間一丁目

地番 3336番

地目 墓地

地積 13平方メートル

## 令和7年(チ)第3号

鳥取県境港市渡町3669番地

申立人 足立 貴子

住所・居所 不明

(亡足立健治の最後の住所) 鳥取県境港市渡町3669番地

共有者 亡足立健治相続財産

届出期間満了日 令和7年10月15日

令和7年8月15日 鳥取地方裁判所米子支部

## (別紙) 物件目録

所在 境港市渡町字下網場

地番 3669番

地目 宅地

地積 255.77平方メートル

共有者 亡足立健治相続財産の共有持分 2分の1

## 令和7年(チ)第1号

愛媛県西予市宇和町卯之町3丁目434番地1

申立人 西予市長 管家 一夫

亡兵頭ヤスエの最後の住所 愛媛県西予市野村町野村10号114番地

所有者 亡兵頭ヤスエ相続財産

届出期間満了日 令和7年10月15日

令和7年8月15日

松山地方裁判所宇和島支部

## (別紙) 物件目録

1 所在 西予市野村町野村

地番 6号154番

地目 田

地積 1056平方メートル

2 所在 西予市野村町野村

地番 6号196番

地目 田

地積 939平方メートル







## 吸収分割公告

当社(甲)は、左記効力発生日に株式会社富士フィルムメディアクリエスト(乙)住所東京都羽村市神明台二丁目一〇番地八が保有することとなる富士フィルムメディアカルサービスソリューション株式会社(住所東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号)の株式二株を吸収分割により乙から承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月一日です。

当社は、会社法第七九六条第二項に基づき、当社の株主総会の承認を経ずに本分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月一日  
掲載頁 一五一頁(号外第一五〇号)

## (乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月二十四日  
掲載頁 一二〇頁(号外第一六九号)

## 吸収分割公告

令和七年八月二十八日  
東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号  
富士フィルムメディアカル株式会社  
代表取締役 川原 芳博

## 吸収分割公告

令和七年七月二十四日  
掲載頁 二一〇頁(号外第一六九号)

## 吸収分割公告

令和七年八月二十八日  
東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号  
富士フィルムメディアカル株式会社  
代表取締役 川原 芳博

## 吸収分割公告

令和七年七月二十四日  
掲載頁 二一〇頁(号外第一六九号)

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲)確定した最終事業年度はありません。

## (乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月七日  
掲載頁 一二六頁(号外第一五五号)

## (甲)確定した最終事業年度はありません。

## (乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月七日  
掲載頁 一二六頁(号外第一五五号)

## 吸収分割公告

令和七年八月二十八日  
岐阜県関市新迫間一二番地  
シーシーアイ住設建材株式会社  
代表取締役 岡部 鉄也

## 吸収分割公告

令和七年八月二十八日  
岐阜県関市新迫間一二番地  
シーシーアイ住設建材株式会社  
代表取締役 岡部 鉄也

## 組織変更公告

令和七年八月二十八日  
岐阜県関市新迫間一二番地  
シーシーアイ住設建材株式会社  
代表取締役 岡部 鉄也

令和七年八月二十八日

東京都渋谷区笹塚二丁目一六番二号ASP  
笹塚ビル五F

代表社員 リトー合同会社  
職務執行者 菅野 道博

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都東大和市莘窪四丁目一七五四番地  
大和食糧販売企業組合  
代表理事 山崎 正人

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都杉並区成田西三一一二一七  
C L U T C H K I C K 合同会社  
代表社員 メリカ一 賢一

東京都相模原市南区相模大野四丁目五番  
神奈川県相模原市南区相模大野四丁目五番  
八一八〇五号

M S S 合同会社  
代表社員 山下 美佳

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都渋谷区笹塚二丁目一六番二号ASP  
笹塚ビル五F

代表社員 リトー合同会社  
職務執行者 菅野 道博

組織変更公告

令和七年八月二十八日  
東京都渋谷区笹塚二丁目一六番二号ASP  
笹塚ビル五F

**組織変更公告**

当組合は、令和七年八月十日の総会決議により、  
認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は認可日とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる  
事務所掲示場に掲示しております。

令和七年八月二十八日

京都府舞鶴市字与保呂二四六番地の三

与保呂生産森林組合  
理事 時岡 敦郎

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたし  
ました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変  
更後の商号は株式会社H a r m o n i Qとしま  
す。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日

大阪府大阪市平野区長吉出戸三丁目二番五  
二号 合同会社H a r m o n i Q  
代表社員 田中 真穂

**効力発生日変更公告**

当社は、令和七年九月二日予定の吸収合併の効  
力発生日を令和七年九月十七日に変更いたしまし  
たので公告します。

令和七年八月二十八日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号  
ナイル合同会社  
代表社員 一般社団法人ナイル  
職務執行者 長坂 英樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千円  
とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和七年八  
月二十二日付、官報（号外第一九〇号）七十八頁  
に掲載しております。

令和七年八月二十八日

北海道北斗市七重浜四丁目二七番一二号

株式会社北海道セレモニー  
代表取締役 堀栄 力史

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八億円減少することにい  
たしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり  
です。

掲載日付 令和七年五月二十六日  
掲載頁 七十九頁（号外第一一五号）

令和七年八月二十八日  
千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一  
イオングローパルSCM株式会社  
代表取締役 山本 浩喜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二百六十万二千五百  
十万減少し四億九千万円とすることにいたしまし  
た。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主  
総会の決議は、令和七年六月三十日に終了してお  
ります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日  
東京都港区海岸一丁目一六番一号  
日立ジョンソンコントロールズ空調株式  
会社 代表取締役 菊地 正幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二百六十万二千五百  
十万減少し四億九千万円とすることにいたしまし  
た。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主  
総会の決議は、令和七年六月三十日に終了してお  
ります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日  
東京都千代田区紀尾井町三番一号  
エコナビスタ株式会社  
代表取締役社長 杉寄 将茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千七百九十万円減少し  
十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日  
京都府宇治市広野町茶屋裏一八番地の一  
タニヤマ大久保ビル一階  
メトロウエザース株式会社  
代表取締役 古本 淳一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千七百九十万円減少し  
十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日  
東京都千代田区神田錦町三丁目六番地  
京急アセットマネジメント株式会社  
代表取締役 芝田 知広

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四十九億七千八百九十四  
万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

沖縄県南城市玉城字船越一三三九番地の二  
合同会社WESTLINE 代表社員 金城 真

掲載紙 日刊工業新聞

令和六年十二月十九日  
掲載頁 七頁

令和七年八月二十八日  
東京都港区海岸一丁目一六番一号  
日立ジョンソンコントローラズ空調株式  
会社 代表取締役 菊地 正幸

資本金の額の減少公告

当法人は、資本金の額を一千二百万円減少し五  
億五千百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年八月二十八日  
東京都港区元赤坂一丁目二番七号  
太陽有限責任監査法人 代表社員 山田 茂善

資本金の額の減少公告

当法人は、資本金の額を四億二千五百四万九千三  
百七十円減少し、減少する資本金の額全額を資本  
準備金にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日  
東京都中央区港島中町六丁目八番一  
株式会社ワールド 代表取締役 鈴木 信輝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円、資本準備  
金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日  
神戸市中央区港島中町六丁目八番一  
株式会社ワールド 代表取締役 鈴木 信輝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円、資本準備  
金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日  
東京都江東区東陽四丁目一〇番四号  
株式会社日貿信保証 代表取締役 鳥谷越 剛

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し二〇〇  
万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

沖縄県南城市玉城字船越一三三九番地の二  
合同会社WESTLINE 代表社員 金城 真

掲載紙 官報

令和七年七月十一日  
掲載頁 六十七頁（号外第一六〇号）

令和七年八月二十八日  
東京都江東区東陽四丁目一〇番四号  
株式会社日貿信保証 代表取締役 鳥谷越 剛

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額を十億九千万二千四百五十円、資本準備金の額を十二億六千七百七十六万三千二百七十四円減少することにいたしました。効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は令和七年八月二十七日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
 揭載の日付 令和七年五月十五日  
 揭載頁 八十三頁(号外第一〇七号)  
 令和七年八月二十八日

手町、ビル一〇階 株式会社ビービット  
 代表取締役 遠藤 直紀

東京都千代田区大手町二丁目二番一号新大手町ビル一〇階 株式会社ビービット  
 代表取締役 遠藤 直紀

資金及び準備金の額の減少公告  
 当社は、資本金の額を五億五百五十万円、資本準備金の額を四億五千六百五十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
 揭載の日付 令和七年六月十一日  
 揭載頁 七十七頁(号外第一二九号)  
 令和七年八月二十八日

新潟県見附市柳橋町三三六番地一 帝人フロンティアDG株式会社  
 代表取締役 田中 秀典

基準日設定につき通知公告  
 当社は、令和七年九月十二日を基準日と定め、同日十九時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもつて、剩余金の配当を受ける権利者と定めましたので公表します。

令和七年八月二十八日 東京都渋谷区桜丘町二六番一号

G M O アドホルディングス株式会社  
 代表取締役 熊谷 正寿

基準日設定につき通知公告  
 当社は、令和七年九月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもつて、その所有する普通株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公表します。

令和七年八月二十八日 東京都品川区東五反田三丁目二〇番一四号  
 住友不動産高輪パークタワー一二F  
 P R O N I 株式会社  
 代表取締役 柴田 大介  
 代表取締役 柴田 大介

定款変更につき通知公告  
 当社は、令和七年九月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十八日 岐阜県海津市平田町字江東四七八番地  
 工コテック株式会社  
 代表取締役 藤城 太郎

定款変更につき通知公告  
 当社は、令和七年九月十二日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしました。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十八日 岐阜県大垣市大井四丁目五三番地  
 東海サーキモ株式会社  
 代表取締役 浅野 圭一

株式移転につき通知公告  
 当社は、株式会社 J I N D I N R O U ホールディングス(住所東京都品川区上大崎二丁目一四番九号)を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公表します。

令和七年八月二十八日 東京都品川区上大崎二丁目一五番二二号  
 株式会社 J I N D I N R O U  
 代表取締役 荻原 雄太

合併につき株券等提出公告  
 当社は、株式会社ロキテクノと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十八日 千葉県木更津市金田東一丁目三八番地一  
 ネクトテラスC号室  
 江川・大塚税理士法人  
 代表社員 大塚眞志人

優先資本金の額の減少公告  
 当社は、優先資本金の額を金三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月二十八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内  
 Rose Bay 特定目的会社  
 取締役 高山 知也

限定期認公告  
 神奈川県横須賀市根岸町一丁目六番二号  
 限定承認者 相澤せつ子

右被相続人は令和七年五月十七日死亡し、その相続人は令和七年八月二十日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定期認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除外します。

令和七年八月二十八日 神奈川県延岡市稻葉崎町五丁目六一六番地、最後の住所東京都板橋区四葉一丁目二二番九号クレール四葉一〇二  
 被相続人 亡 金子 浩之  
 続人は令和七年八月十八日東京家庭裁判所にて限定期認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年八月二十八日 宮崎県延岡市桜小路三八一番地四成合一弘法律事務所  
 金子舜代理人 弁護士 成合 一弘  
 任意清算公告  
 当法人は、令和七年八月八日をもつて解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日 東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階  
 代表取締役 浅野 圭一  
 取締役 高橋 法彦

訂正公告  
 令和七年八月八日(号外第一八一号)掲載の不在者財産管理人による供託公告中、供託番号に「令和七年度金一五三一四号」とあるは「令和七年度金一六八一六号」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月二十八日 事務所東京都千代田区六番町一五番二二号鳳翔ビル三階A  
 不在者財産管理人 弁護士 布目 隆一  
 合併公告及び決算公告(株組)中、甲の「代表取締役 村崎 美佑」とあるは「代表取締役 村崎 未佑」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月二十八日 愛知県豊田市千石町五丁目一八番地  
 (甲)ミカロ株式会社  
 代表取締役 村崎 未佑

限定承認公告  
 令和七年八月二十八日 愛知県豊田市千石町五丁目一八番地  
 (乙)有限会新興設備工業  
 代表取締役 村崎 美佑

令和七年八月二十八日 東京都品川区南大井六丁目二〇番一二号  
 株式会社ロキグループ  
 代表取締役 伊東 伸

令和七年八月二十八日 千葉県木更津市金田東一丁目三八番地一  
 ネクトテラスC号室  
 江川・大塚税理士法人  
 代表社員 大塚眞志人

優先資本金の額の減少公告  
 当社は、優先資本金の額を金三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月二十八日 愛知県豊田市千石町五丁目一八番地  
 (甲)ミカロ株式会社  
 代表取締役 村崎 未佑

令和七年八月二十八日 愛知県豊田市千石町五丁目一八番地  
 (乙)有限会新興設備工業  
 代表取締役 村崎 美佑

https://www.ko-kokujp.jp/r/s08324-g18vt